

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表【物品役務等】

令和7年3月 現在

物品等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び場所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の人数	備考
公務員宿舍借上(香住地区)3戸	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 久田 隆弘 第八管区海上保安本部 京都府舞鶴市宇下福井901番地	R6.4.1	有限会社アシスト 兵庫県美方郡香美町香住区香住82-1	3140002046677	・会計法第29条の3第4項 ・本案件は、国家公務員宿舍用として物件を借り上げるものであるが、当該物件等でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を締結するもの。	2,304,000	2,304,000	100.0%	0	
公務員宿舍借上(敦賀地区1)1戸	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 久田 隆弘 第八管区海上保安本部 京都府舞鶴市宇下福井901番地	R6.4.1	大和リビング株式会社関西支店 大阪府大阪市西区阿波座1-5-16	5010601042427	・会計法第29条の3第4項 ・本案件は、国家公務員宿舍用として物件を借り上げるものであるが、当該物件等でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を締結するもの。	845,400	845,400	100.0%	0	
公務員宿舍借上(敦賀地区2)2戸	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 久田 隆弘 第八管区海上保安本部 京都府舞鶴市宇下福井901番地	R6.4.1	株式会社栄和土地 福井県敦賀市清水町1-23-6	2210001010479	・会計法第29条の3第4項 ・本案件は、国家公務員宿舍用として物件を借り上げるものであるが、当該物件等でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を締結するもの。	1,450,800	1,450,800	100.0%	0	
公務員宿舍借上(敦賀地区5)2戸	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 久田 隆弘 第八管区海上保安本部 京都府舞鶴市宇下福井901番地	R6.4.1	株式会社クロダハウス敦賀営業所 福井県敦賀市原67号10-2	5220001013180	・会計法第29条の3第4項 ・本案件は、国家公務員宿舍用として物件を借り上げるものであるが、当該物件等でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を締結するもの。	969,600	969,600	100.0%	0	
公務員宿舍借上(敦賀地区6)13戸	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 久田 隆弘 第八管区海上保安本部 京都府舞鶴市宇下福井901番地	R6.4.1	大東建託パートナーズ株式会社 東京都港区港南2-16-1	1010401016618□	・会計法第29条の3第4項 ・本案件は、国家公務員宿舍用として物件を借り上げるものであるが、当該物件等でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を締結するもの。	12,180,000	12,180,000	100.0%	0	
公務員宿舍借上(敦賀地区7)1戸	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 久田 隆弘 第八管区海上保安本部 京都府舞鶴市宇下福井901番地	R6.4.1	株式会社住みかえ情報館 敦賀営業所 福井県敦賀市清水町2-3-15	1210001012476	・会計法第29条の3第4項 ・本案件は、国家公務員宿舍用として物件を借り上げるものであるが、当該物件等でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を締結するもの。	1,102,000	1,102,000	100.0%	0	

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表【物品役務等】

令和7年3月 現在

物品等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び場所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の人数	備考
敦賀海上保安部船艇用品庫用地借上 1,821.08㎡	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 久田 隆弘 第八管区海上保安本部 京都府舞鶴市宇下福井901番地	R6.4.1	福井県 福井県福井市大手3-17-1	4000020180009	・会計法第29条の3第4項 ・本件は、福井県敦賀港鞠山南地区に所在する敦賀海上保安部金ヶ崎船艇用品庫敷地として土地を借上げているものであるが、当該物件等ではなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を締結するもの。	1,748,230	1,748,230	100.0%	0	
会場借上げ設営業務等 1式	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 久田 隆弘 第八管区海上保安本部 京都府舞鶴市宇下福井901番地	R6.5.23	株式会社ニューオーサカホテルエンタープライズ ホテルベルマーレ 京都府舞鶴市宇浜2002-3	2120001057620	・会計法第29条の3第4項 ・本件は、第八管区海上保安本部主催の韓米海上保安機関歓迎レセプション(以下「レセプション」)を行うため、会場借上げ設営業務等を行うための契約である。 本契約に先立ち、本業務の実施を希望する者の有無を確認するため公募を行ったが参加業者はいなかったため。	1,853,930	1,853,930	100.00%	0	
舞鶴港湾合同庁舎警備保安業務 (単価契約) 予定日数 234日	支出負担行為担当官 第八管区海上保安本部長 久田 隆弘 第八管区海上保安本部 京都府舞鶴市宇下福井901番地	R6.7.31	株式会社 光栄ビルメンテナンス 京都府舞鶴市宇引土184-5	1130001043810	・会計法第29条の3第4項 ・本契約は、舞鶴港湾合同庁舎及びそれに付帯する諸施設等の適正かつ、合理的な警備保安業務を行う契約であるが、原契約の請負業者との契約を解除した。 早急に業務を再開しなければ庁舎の警備体制を確保できないため、緊急の必要により競争に付することができないことから、会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を締結したもの。	11,773,194	10,491,800	89.11%	0	